資　料　7

東北地方整備局事業評価監視委員会の運営について

平成19年 8月10日

東 北 地 方 整 備 局

1. 背　景

一部委員からの事業評価監視委員会での審議に関する意見

○「審議が長時間である」

○「再々評価（二回以上）の審議方法に工夫が必要」

今後の審議方法について検討を行う

○審議状況分析

- **これまでの審議実施状況**
- **今後の審議予定**
- **他整備局等の実施事例**

2．事業評価監視委員会審議方法検討方針フロー

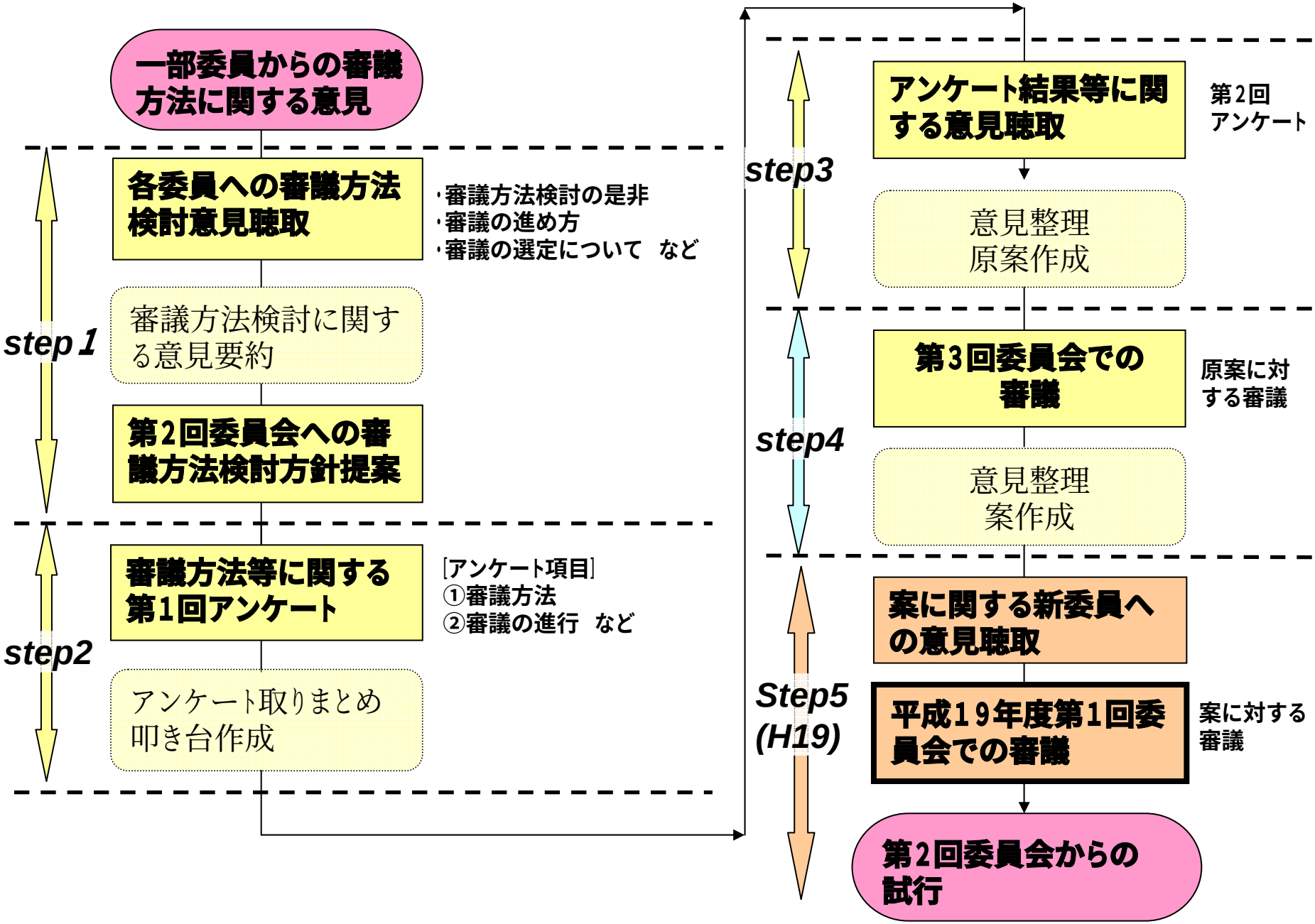

3．東北地方整備局事業評価監視委員会の運営について（案）

目　的

東北地方整備局事業評価監視委員会の重点的かつ効率的な会議運営に資することを目的に一回当たり審議案件の多い事業について、審議事業を「重点」「要点」に分け実施

【委員会での審議の位置付け】
○東北地方整備局事業評価監視委員会運営要領の４．(3)
本運営要領に定めのない事項及び本運営要領の変更は、委員会の審議で決定する。

3．東北地方整備局事業評価監視委員会の運営について（案）

審議の進め方

「一括説明・個別審議」方式を原則

H○年度
事業評価監視委員会審議対象事業

【河川事業】
●●改修事業
△△改修事業
××改修事業
：

【道路事業】
○○バイパス
▽▽バイパス
◇◇バイパス
：

【港湾事業】
◎×防波堤整備事業
■■防波堤整備事業
▽▲防波堤整備事業
：

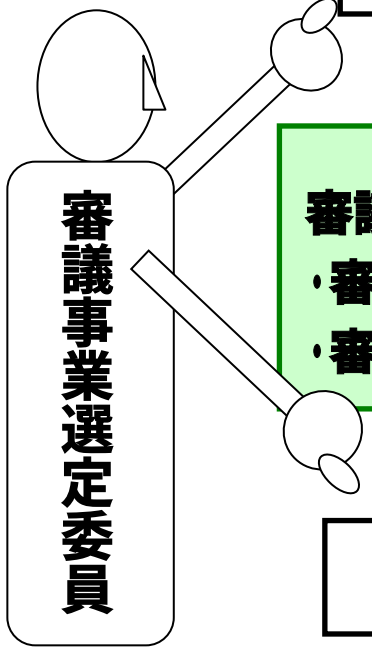

重点審議事業

審議に先立ち説明
・審議案件選別理由
・審議のポイント　等

要点審議事業

・説明・審議を重点的に実施

【河川事業】
●●改修事業

【道路事業】
○○バイパス
▽▽バイパス

【港湾事業】
◎×防波堤整備事業
■■防波堤整備事業

・要点のみを説明し審議を実施

【河川事業】
△△改修事業
××改修事業
：

【道路事業】
◇◇バイパス
：

【港湾事業】
▽▲防波堤整備事業

3．東北地方整備局事業評価監視委員会の運営について（案）

審議事業選定委員の設置

○○審議事業選定委員構成

○○事業分野委員（1名）

＋

他分野委員（1名）

＋

必要に応じ委員増員可

選出：委員長の指名
任期：事業評価監視委員の任期（2年）

選任：委員の互選
任期：年度毎（1年）

○審議事業選定委員を置く事業
・河川関係（うち河川事業、砂防・地すべり事業）、道路事業、港湾事業
（必要に応じて他の事業にも設置可）

○審議案件の選定作業方法
・選定委員によるワーキンググループ（WG）を原則
（日程が合わない場合は持ち回り等による）

4．審議ポイント標準項目の設定について（案）

審議ポイント標準項目設定の考え方

各事業毎の審議ポイント標準項目の設定については、対象とする河川事業、砂防・地すべり事業、道路事業、港湾事業の各事業に共通する「共通項目」と、各事業独自のポイントとなる「独自項目」で構成するものとする。

Ⅰ「共通項目」の設定

「共通項目」には審議ポイントとして各事業に共通して必要な以下の事項を設定する。

ⅰ.基本事項

事業箇所名、評価対象理由などの基本的事項を設定する。

4．審議ポイント標準項目の設定について（案）

ⅱ.評価の視点に配慮した事項

事業評価実施要領に記載のある評価の視点を参考に事項を設定する。

【再評価の視点】

①事業の必要性に関する視点

1）事業を巡る社会経済情勢等の変化

2）事業の投資効果

3）事業の進捗状況

②事業進捗の見込みの視点

③コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点

【事後評価の視点】

①費用対効果分析の算定基礎となった要因（費用、施設の利用状況、事業期間等）の変化

②事業の効果の発現状況

③事業実施による環境の変化

④社会情勢の変化

Ⅱ「独自項目」の設定

各事業の特質上、その事業の評価を実施する際に特に参考となる項目を設定する。

4．審議ポイント標準項目の設定について（案）

審議ポイント標準項目（案）　【再評価】　対象事業：河川関係（うち河川事業、砂防・地すべり事業）

「共通項目」　「独自項目」

基本事項　評価の視点に配慮した事項

※注1）事業費：上段は今回、下段は（前回）

事業名	NO	県	事業箇所名	評価対象理由	前回評価時の評価理由	前回評価年	事業化用地着工	概成目標年	事業費（億円）※注1）	進捗率	費用便益比 B／C 今回	費用便益比 B／C 前回	社会情勢の変化	純現在価値 NPV（億円）	経済的内部収 EIRR	備考
河川	1	宮城	旧北上川分流地区改築事業	10年継続中	－	－	H8 H11 H9	H19	119 (-)	94.1%	14.9	－	－	18,271.8	11.40%	・事業費に完成時の北上川への流量を考慮した北上川改修費用、維持費を建設費及び維持管理費に加算してB/C算出

事業名	NO	県	事業箇所名	評価対象理由	前回評価時の評価理由	前回評価年	事業化用地着工	概成目標年	事業費（億円）※注1）	進捗率	費用便益比 B／C 今回	費用便益比 B／C 前回	社会情勢の変化	備考
砂防	2	山形	直轄地すべり対策事業　豊牧	再評価後5年	再評価後5年	H13	S37 S37 S37	H20年代	227 (218)	82.8%	1.3	1.4	－	

事業名	NO	県	事業箇所名	評価対象理由	前回評価時の評価理由	前回評価年	事業開始年	事業費（億円）※注1）	進捗率	費用便益比 B／C 今回	費用便益比 B／C 前回	社会情勢の変化	純現在価値 NPV（億円）	経済的内部収益率 EIRR	箇所別費用便益比B／C ○○地区水辺楽校	○○地区水辺プラザ	○○地区フットパス	○○地区かわまち	(新)○○川自然再生	備考
河川環境	3	宮城	名取川水系河川環境整備	再評価後5年	再評価後5年	H13	S○△	227 (218)	82.8%	5.5	5.8	－	18,271.8	11.40%	3.4	4.5	5.6	6.7	7.8	

4．審議ポイント標準項目の設定について（案）

審議ポイント標準項目（案）　【事後評価】　対象事業：河川関係
（うち河川事業、砂防・地すべり事業）

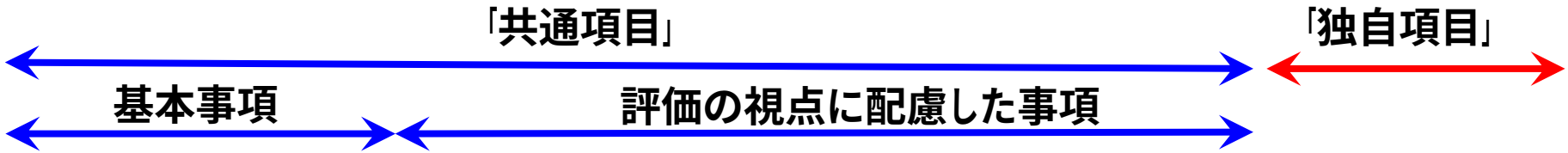

事業名	NO	県	事業箇所名	評価対象理由	事業化用地着工工事着工	事業期間		事業費（億円）		費用便益比 B／C		整備による効果	社会情勢の変化	純現在価値 NPV	経済的内部収 EIRR	備考
						計画	実績	計画	実績	計画	実績					
河川	1	福島	阿武隈川救急内水対策事業	完了後5年	H4 H4 H4		H4～H13		51		34.5		ー	2,719.4	48.3%	

事業名	NO	県	事業箇所名	評価対象理由	事業化用地着工工事着工	事業期間		事業費（億円）		費用便益比 B／C		整備による効果	社会情勢の変化	備考
						計画	実績	計画	実績	計画	実績			
砂防	2	岩手	北上川水系直轄砂防事業胆沢川流	完了後5年	S25 S25 S25		S25～H13		99		1.6		ー	

4．審議ポイント標準項目の設定について（案）

審議ポイント標準項目（案）　【再評価】　対象事業：道路事業

「共通項目」

基本事項　　評価の視点に配慮した事項

※（注1）事業費・完成・全線：　上段は今回、下段は（前回）

事業名	NO	県	事業箇所名	評価対象理由	前回評価時の評価理由	前回評価年	事業化用地着工工事着工	供用目標	事業費 完成 全線	事業費 完成 進捗率	事業費 暫定 全線	事業費 暫定 進捗率	費用便益比 B/C（注2） 今回	費用便益比 B/C（注2） 前回	社会情勢の変化
道路	3	岩手106号	地域高規格　都南川目道路	再評価後5年	5年未着工	H13	H9 H17 H18	H20年代前半2.6km暫定、H20年代後半全線暫定	300 (250)	10%	200	15%	1.3	2.2	－

「独自項目」

※（注2）B/C、NPV、EIRR：　上段は完成、下段は（残事業）

※（注3）渋滞損失時間の削減：当該区間の整備による並行現道区間の値
※（注4）H42計画交通量：上段はバイパス、下段は現道

B/C感度分析（上段：全線、下段：残事業）（注2） 交通量変動 ＋10	交通量変動 －10	事業費変動 ＋10	事業費変動 －10	事業期間変動 ＋20	事業期間変動 －20	純現在価値 NPV（億円）（注2）	経済的内部収益率 EIRR（注2）	用地費（億円） 完成 全線	用地費（億円） 完成 進捗率	供用済延長 km	完成車線数	客観的評価指標該当数	渋滞損失時間の削減率 %（注3）	CO2削減 t/年	※H42計画交通量（台／日）（注4） 今回	※H42計画交通量（台／日）（注4） 前回	代表的な整備効果	備　考
1.4	1.2	1.2	1.4	1.1	1.5	70	5.3%	13	20%	/6.0	4	15 /54	約5割	920	8,800 5,000		①一般国道106号の交通隘路区間の解消 ②交通事故の削減 ③緊急輸送道路の信頼性の向上	

4．審議ポイント標準項目の設定について（案）

審議ポイント標準項目（案）　【事後評価】　対象事業：道路事業

「共通項目」

基本事項

評価の視点に配慮した事項

事業名	NO	県	事業箇所名	評価対象理由	事業化用地着手工事着工	事業期間				事業費（億円）				費用便益比 B／C		代表的な整備効果	社会情勢の変化
						完成		暫定		完成		暫定					
						計画時	実績	計画時	実績	計画時	実績	計画時	実績	当初	事後		
道路	3	福島4号	一般二次杉田拡幅	完了後5年	S58 H7	H13	H14	－	－	64	77	－	－	－	3.0	①渋滞の解消 ②交通事故の削減 ③緊急輸送道路の信頼性の向上 ④遠藤環境の改善	－

「独自項目」

交通量（台／日）				旅行速度向上		交通事故減少		備　考
完成		暫定		（km/h）		（件/年）		
計画時	実績	計画時	実績	供用前	供用後	供用前	供用後	
36100 (H32) 31,400 (H17)	33,353	－	－	29.0	37.7	11.7	9.7	

4．審議ポイント標準項目の設定について（案）

審議ポイント標準項目（案）　【再評価】　対象事業：港湾事業

「共通項目」

基本事項　／　評価の視点に配慮した事項

※注1）事業費：上段は今回、下段は（前回）

事業名	NO	県	事業箇所名	評価対象理由	前回評価時の評価理由	前回評価年	事業期間	事業費（億円）※注1）	進捗率	費用便益比 B／C		社会情勢の変化
										今回	前回	
港湾	4	秋田	秋田港外港地区防波堤整備事業	再評価後5年	10年継続中	H13	H3～H31	412 (347)	48%	1.8	1.2	特になし

「独自項目」

※注2）感度分析：上段は完成、下段は（残事業）

感度分析　B／C　※注2）						純現在価値NPV（億円）	経済的内部収益費	貨幣換算した便益（便益の内訳及び主な根拠）	事業の効果
需要		事業費		事業期間					
＋10	－10	＋10	－10	＋10	－10		EIRR		
1.9 (2.6)	1.6 (2.2)	1.7 (2.2)	1.8 (2.7)	1.8 (2.4)	1.8 (2.4)	311	7.1%	総便益　717億円 【内訳】 輸送ｺｽﾄ削減便益：713億円 その他の便益：3.4億円 【主な根拠】 平成32年度予測想取扱貨物量：99万トン/年	当該事業を実施することにより、港内の静穏度を確保でき、荷役作業の安全性と効率性の確保が可能となる。

4．審議ポイント標準項目の設定について（案）

審議ポイント標準項目（案）　【事後評価】　対象事業：港湾事業

「共通項目」

基本事項　／　評価の視点に配慮した事項

事業名	NO	県	事業箇所名	評価対象理由	事業期間		事業費（億円）		費用便益比 B／C		事業の効果	社会情勢の変化
					計画	実績	計画	実績	計画	実績		
港湾	1	青森	八戸港国際ターミナル整備事業	完了後5年	H6～H13	H6～H13	119	109	―	3.4	当該事業を実施したことにより、物流機能の効率化が図られた。	中国からのフェロニッケル需要拡大による、八戸港からのコンテナ輸出の増大

「独自項目」

純現在価値 NPV（億円）	経済的内部収益率 EIRR	費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化
413	13.6	取扱貨物量　計画時416千トン/年　→　実績537千トン/年（平成17年実績貨物量速報値） 全体事業費　計画時119億円　→　事業完了時109億円 B/C　事後評価時　3.4(B:582億円、C:169億円)

東北地方整備局事業評価監視委員会の運営について

東北地方整備局事業評価監視委員会（以下、「委員会」という。）の重点的かつ効率的な会議運営に資するため、東北地方整備局事業評価監視委員会運営要領（平成１９年８月１０日付け）（以下、「要領」という。）の４(3)に基づき、委員会の運営に関し必要な事項を定めるものである。

１．委員会において、必要に応じ「重点審議事業」と「要点審議事業」に分けて説明及び審議を実施する。

２．委員会に、「重点審議事業」と「要点審議事業」を選定する「審議事業選定委員」を置くものとする。

３．審議事業選定委員は、原則として事業分野毎の委員と他分野の委員のそれぞれ１名で構成するものとする。なお、必要に応じて増員することができるものとする。

1) 事業分野毎の委員の選任については、委員長の指名によるものとする。なお、任期は事業評価監視委員の任期と同じとする。

2) 他分野の委員の選任については、委員の互選によるものとする。なお、任期は年度毎とする。

3) 審議事業選定委員は、次の事業に置くものとする。なお、必要に応じては、他の事業についても置くことができるものとする。
・河川関係（うち河川事業、砂防・地すべり事業)、道路事業、港湾事業

４．審議は、重点審議事業の説明を中心に行い、要点審議事業については要点のみの説明を行うものとする。

1) 対象事業の選定や審議ポイント抽出については、選定委員によるワーキンググループ（WG）で行うことを原則とする。その際、参考となる審議ポイント標準項目を別途定めるものとする。

2) 審議事業選定委員は、監視委員会において審議の開始に先立ち、審議案件の選別理由や審議ポイントを説明し、効率的審議を図るものとする。

５．審議の進め方については、「一括説明・個別審議」方式で行うことを原則とする。